

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 ゆきなり小児・矯正歯科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市葉山2丁目5番26号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成4年9月24日

(4) 設立登記年月日 平成4年9月28日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	行成 哲弘	ゆきなり小児・矯正歯科 管理者
理事	行成 由美子	
同	行成 勇氣	
同	行成 元気	
監事	森田 登美江	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人ゆきなり 小児・矯正歯科	長崎県長崎市葉山2丁目5番26号	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月25日 令和4年度決算の決定

令和5年度の役員報酬の決定

令和6年4月28日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 ゆきなり小児・矯正歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市葉山2丁目5番26号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,972	I 流 動 負 債	2,642
II 固 定 資 産	74,656	II 固 定 負 債	16,853
1 有 形 固 定 資 産	74,120	負 債 合 計	19,495
2 無 形 固 定 資 産	220	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	316	科 目	金 額
		I 資 本 金	8,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	54,133
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	62,133
資 産 合 計	81,628	負 債 ・ 純 資 産 合 計	81,628

法人名 医療法人 ゆきなり小児・矯正歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市葉山2丁目5番26号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 5月 1日 至 令和 6年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	34,659
2 事業費用	41,730
本来業務事業損失	7,071
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	7,071
II 事業外収益	629
III 事業外費用	0
経常損失	6,442
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	6,442
法人税等	71
当期純損失	6,513

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 ゆきなり小児・矯正歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市葉山2丁目5番26号

財 産 目 録
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	81,628 千円
2. 負 債 額	19,495 千円
3. 純 資 産 額	62,133 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,972
B 固 定 資 産	74,656
C 資 産 合 計 (A + B)	81,628
D 負 債 合 計	19,495
E 純 資 産 (C - D)	62,133

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ゆきなり小児・矯正歯科
理事長 行成 哲弘 殿

私は、医療法人ゆきなり小児・矯正歯科の令和5会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月23日

医療法人 ゆきなり小児・矯正歯科
監事 森田 登美江